

令和2年度
(2020年度)

保健所の取り組み

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理対策（災害時対応、食中毒・感染症対策等）をはじめとする対人サービス（感染症、難病、精神保健対策等）及び対物保健（医事・薬事、食品・環境・動物衛生等）を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策においても、患者や家族の人権に配慮しつつ、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び必要な措置・支援を行い、感染症のまん延防止に努めています。併せて多種の保健医療職員の人材育成を組織的に行い、専門的かつ技術的業務の推進に取り組みます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

<部の構成>

保健医療課
保健衛生課
保健予防課

<主な担当事務>

- (1)健康危機管理に関すること。
- (2)医事及び薬事に関すること。
- (3)食品衛生・環境衛生に関すること。
- (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。
- (5)感染症及び難病の対策等に関すること。
- (6)精神保健に関すること。
- (7)自殺対策に関すること。

具体的な取り組み：健康危機管理対策・感染症対策（新型コロナウイルス等感染症対策含む）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症対策として、今年度は新型コロナウイルス感染症対策に優先して取り組みます。

具体的には、市民や医療機関からの相談・問い合わせに応じ、法に基づく行政検査等を実施するため、平日に加え、土日祝日も職員による24時間のオンコール体制での受診調整や帰国者接触者外来等への案内、検査機関への検体搬送等を継続して行います。

また、患者が適切な医療を受けることができるよう、入院勧告や、就業制限の実施、必要に応じた患者搬送を引き続き実施します。

さらに、積極的疫学調査、濃厚接触者や検疫所から依頼される入国者への健康観察、消毒命令や、患者や家族へのケア、国や大阪府のサーベイランス・情報収集への協力等、まん延防止の取り組みも継続して実施していきます。

次なる波に備え、検査可能な医療機関との契約締結促進などの「検査体制の強化」をはじめ、大阪府及び医療機関等との連携による「医療提供体制」の更なる強化、保健師等の人材確保、ICT活用及びコールセンター・検体搬送業務の委託等により保健所の体制強化を図ります。

対策の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の国・府からの多様な支援メニューを活用し、効果的な運営を図ります。

なお、災害時における避難所での新型コロナウイルス感染症のまん延防止を目的とした「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応方針・マニュアル」の策定にあたっては、危機管理室と協力し、適切な避難行動についての事前周知、自宅療養者等の避難先の確保、指定避難所におけるまん延防止に取り組みます。

また、一次避難所には多くの避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症以外の様々な感染症

の拡大リスクが高まることから、避難所における感染症対策についても、危機管理室と連携して取り組んでいきます。

具体的な取り組み：受動喫煙対策

受動喫煙防止対策については、オール大阪で取り組む大阪府受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙防止対策に係る周知・啓発及び義務違反時の対応を行います。

現在、経過措置として、経営規模の小さい既存の飲食店における喫煙の届出を促しているところですが、事業主に対し、受動喫煙における被害の実情や禁煙の重要性の理解を求めています。特に、WHO（世界保健機構）から、新型コロナウイルス感染症の重症化防止のため「禁煙すること」を強く推奨する声明を出していることや、喫煙所がいわゆる「三密」となり濃厚接触の場となることなど、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも喫煙に関する様々な問題点が提起されていることから、市民や事業主に正しい情報を発信し、理解を深めてもらうように努めます。また、市民からの受動喫煙の被害報告があった場合には、管理権限者等に対し指導を継続して行います。

具体的な取り組み：食中毒など健康危機事象発生の未然防止

安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設における衛生水準の向上を図り、健康危機事象発生の未然防止をめざします。

施設への立入検査等においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、食品関係施設では調理器具の消毒や手洗い等を、生活衛生関係施設では施設の清潔保持の徹底等に加えて適正な換気の実施等、感染予防対策の一層の徹底を指導します。また、平成 31 年度より改正食品衛生法が順次施行される中、HACCP（ハサップ）による食品衛生管理の手法等、新たな衛生基準を普及・啓発し、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

具体的な取り組み：動物愛護精神の啓発及び生活環境の保全

人と動物が共生する社会を実現する取り組みとして、犬猫の殺処分ゼロをめざすために、猫不妊手術補助金交付件数の増加、終生飼養・適正飼養などの飼い主責任の周知啓発のさらなる推進を図ります。枚方市動物愛護基金を活用し、平成 30 年度より交付件数を増加した猫不妊手術補助金交付事業の実施、動物愛護啓発事業の拡充、動物の衛生管理の質の向上に取り組み、動物愛護の精神の啓発及び生活環境の保全を図ります。また、動物愛護活動の支援制度の拡充について検討を行います。

具体的な取り組み：保健師等専門職の人材育成

新型コロナウイルス感染症を含め、すべての感染症対策の強化に加え、災害時などの健康危機管理及び地域保健対策が中長期的に円滑に実施できるよう、組織的な人材育成を図ります。